

第9回 定時株主総会招集ご通知

開催概要

日時 2025年6月24日(火曜日)
午後3時(受付開始午後2時30分)

場所 東京ミッドタウン・ホールB
東京都港区赤坂9-7-1
東京ミッドタウン B1

インターネット及び郵送による議決権行使期限

2025年6月23日(月曜日)午後5時

決議事項

- | | |
|-------|----------------------------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役(監査等委員である取締役を除く。)
4名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第4号議案 | 取締役(監査等委員である取締役を除く。)
の報酬額設定の件 |
| 第5号議案 | 監査等委員である取締役の報酬額設定の件 |



MISSION

「新しい自由を創造する会社」

「自由」とは「選択肢」であり、選択肢が多いことは幸せに繋がると
私たちは考えています。

AIを用いて生産性の向上を推進しつつ、
様々なD2Cブランドを通して、
お客様に「今までにない選択肢」をもたらすことを
目指しております。

VALUE

- 1 常に相手のメリットを最優先する
- 2 他者への想像力を最大限働かせる
- 3 誰も見たことがないモノをつくる

証券コード 247A
2025年6月6日
(電子提供措置の開始日 2025年6月2日)

株 主 各 位

東京都港区六本木六丁目10番1号
A i ロ ボ テ ィ ク ス 株 式 会 社
代表取締役社長 龍 川 誠

第9回定期株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第9回定期株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://ai-robotics.co.jp/>



（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR」「株式情報」「株主総会情報」を順に選択いただき、ご確認ください。）

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「A i ロ ボ テ ィ ク ス」又は「コード」に当社証券コード「247A」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」（4頁～5頁）に従いまして2025年6月23日（月曜日）午後5時までに議決権行使してくださいますようお願い申しあげます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、本募集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申しあげます。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

- | | |
|-----------|---|
| 1. 日 時 | 2025年6月24日（火曜日）午後3時 |
| 2. 場 所 | 東京都港区赤坂9丁目7番1号
東京ミッドタウン 地下1階 東京ミッドタウン・ホールB
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 目的 事 項 | 第9期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第4号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件 |
| 第5号議案 | 監査等委員である取締役の報酬額設定の件 |

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。  
当該書面は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

- ① 事業報告の「新株予約権等の状況」「会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している事業報告及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。

株主総会参考書類をご検討の上、議決権行使してくださいますようお願い申しあげます。  
議決権行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

### インターネットで 議決権行使される場合



次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

#### 行使期限

2025年6月23日（月曜日）午後5時入力完了分まで

### 書面（郵送）で議決権行使される場合



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、ご返送ください。

#### 行使期限

2025年6月23日（月曜日）午後5時到着分まで

### 株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

#### 日時

2025年6月24日（火曜日）午後3時  
(受付開始:午後2時30分)

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 第1、4、5号議案

- 賛成の場合 ➥ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ➥ 「否」の欄に○印

#### 第2、3号議案

- 全員賛成の場合 ➥ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ➥ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を  
反対する場合 ➥ 「賛」の欄に○印をし、  
反対する候補者の番号を  
ご記入ください。

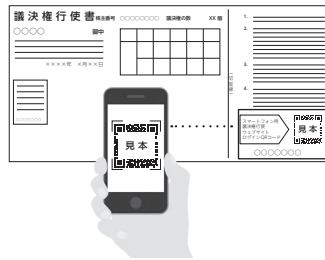
- ・インターネット及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）により議決権行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

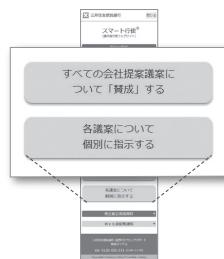
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウエーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り  
可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが  
PC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の  
「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、  
再度議決権行使をお願いいたします。

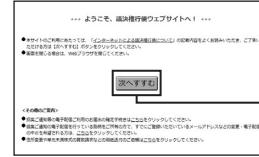
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイト  
へ遷移できます。

インターネットによる議決権行使で  
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが  
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## 議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使  
ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」を  
クリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された  
「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」  
を入力

「ログイン」を  
クリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された  
「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」  
を入力

実際にご使用になる  
新しいパスワードを  
設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00～21:00)

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

① 当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除を行うとともに、重要な業務執行の決定の委任に係る規定の新設等、所要の変更を行うものです。また、その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

② なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現行定款                                                                                                                                 | 変更案                                                                                                                       |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1章 総 則                                                                                                                              | 第1章 総 則                                                                                                                   |
| <p>(機関の設置)</p> <p>第 4 条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p> | <p>(機関の設置)</p> <p>第 4 条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u><br/>(削除)</p> <p>(3) 会計監査人</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                       | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第2章 株式                                                                                                                                                                                                                                     | 第2章 株式                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 10 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。</p>                                                          | <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 10 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定める</u>。</p> <p>3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。</p>                                                                                                         |
| <p>(株式取扱規程)</p> <p>第 11 条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>                                                                                                                                                         | <p>(株式取扱規程)</p> <p>第 11 条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、<u>取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役の定める</u>株式取扱規程による。</p>                                                                                                                                                                                                     |
| 第4章 取締役及び取締役会                                                                                                                                                                                                                              | 第4章 取締役及び取締役会                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| <p>(取締役の員数)</p> <p>第 18 条 当会社の取締役は、<u>10</u>名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第 19 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> | <p>(取締役の員数)</p> <p>第 18 条 当会社の取締役は、<u>15</u>名以内とする。</p> <p><u>2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第 19 条 取締役は、株主総会の決議によって、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</u></p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                       | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役の任期)</p> <p>第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 换算又は増員により選任した取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>                            | <p>(取締役の任期)</p> <p>第 20 条 取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u> の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3 増員又は任期の満了前に退任した取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u> の補欠として選任された取締役の任期は、他の取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u> の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>4 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>5 補欠の監査等委員である取締役の選任の効力は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> |
| <p>(新設)</p>                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| <p>(新設)</p>                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| <p>(新設)</p>                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 21 条 取締役会はその決議によって代表取締役を選定する。</p> <p><u>2 取締役会の決議により、取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p>                                      | <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 21 条 取締役会はその決議によって、取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u> の中から代表取締役を選定する。</p> <p><u>2 取締役会の決議によって、取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u> の中から取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p><u>2 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく取締役会を開催することができる。</u></p> | <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p><u>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく取締役会を開催することができる。</u></p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新設)                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p><u>第 27 条 当会社は、会社法第399条の13第6項の定めるところに従い、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>                                                                                                                                                                          |
| (取締役の報酬等)<br><br>第 27 条 取締役が報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）に関する事項は、株主総会の決議によって定める。                                                                                                                                                                                                                 | <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 28 条 取締役が報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）に関する事項は、株主総会の決議によって、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>定める。</p>                                                                                                                                                                                |
| (取締役の責任免除)<br><br>第 28 条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第423条1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。<br><br>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。 | <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 29 条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> |
| 第5章 監査役及び監査役会<br><br><u>(監査役の員数)</u><br><u>第 29 条 当会社の監査役は、5名以内とする。</u>                                                                                                                                                                                                                                           | 第5章 監査等委員会<br><br>(削除)                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |

| 現行定款                                                                                                                                                            | 変更案                                                                                                                                                                           |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>(監査役の選任)</u></p> <p>第 30 条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>                           | (削除)                                                                                                                                                                          |
| <p><u>(監査役の任期)</u></p> <p>第 31 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>                  | (削除)                                                                                                                                                                          |
| <p><u>(常勤監査役)</u></p> <p>第 32 条 監査役会は、その決議により監査役の中から常勤監査役を選定する。</p>                                                                                             | <p><u>(常勤監査等委員)</u></p> <p>第 30 条 監査等委員会は、その決議により監査等委員の中から常勤監査等委員を選定することができる。</p>                                                                                             |
| <p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p>第 33 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく監査役会を開くことができる。</p> | <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p>第 31 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに、各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく監査等委員会を開催することができる。</p> |
| <p><u>(監査役会規程)</u></p> <p>第 34 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による</p>                                                                                | <p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p>第 32 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>                                                                                     |
| (新設)                                                                                                                                                            | <p><u>(監査等委員会の決議方法)</u></p> <p>第 33 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>                                                                                   |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>(監査役の報酬等)</u></p> <p><u>第 35 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p><u>第 36 条 当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p><u>2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> | (削除)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 第 6 章 会計監査人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 第 6 章 会計監査人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| <p><u>(会計監査人の選任方法)</u></p> <p><u>第 37 条 会計監査人は、株主総会において選任する。</u></p> <p><u>(会計監査人の任期)</u></p> <p><u>第 38 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p><u>(会計監査人の報酬等)</u></p> <p><u>第 39 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>                                                               | <p><u>(会計監査人の選任方法)</u></p> <p><u>第 34 条 会計監査人は、株主総会において選任する。</u></p> <p><u>(会計監査人の任期)</u></p> <p><u>第 35 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p><u>(会計監査人の報酬等)</u></p> <p><u>第 36 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p> |

| 現行定款                                                                                                                                | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第7章 計算                                                                                                                              | 第7章 計算                                                                                                                                                                                                                                                      |
| (事業年度)<br>第40条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。                                                                                      | (事業年度)<br>第37条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。                                                                                                                                                                                                              |
| (剩余金の配当等の決定機関)<br>第41条 当会社は、剩余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。                                  | (剩余金の配当等の決定機関)<br>第38条 当会社は、剩余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。                                                                                                                                                          |
| (剩余金の配当の基準日)<br>第42条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。<br>2 当会社は取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。<br>3 前2項のほか、基準日を定めて剩余金の配当をすることができる。 | (剩余金の配当の基準日)<br>第39条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。<br>2 当会社は取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。<br>3 前2項のほか、基準日を定めて剩余金の配当をすることができる。                                                                                                                         |
| (剩余金の配当の除外期間)<br>第43条 配当財産が金銭である場合は、その支払提供の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。<br>2 未払いの配当金（中間配当金を含む。）には利息をつけない。                | (剩余金の配当の除外期間)<br>第40条 配当財産が金銭である場合は、その支払提供の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。<br>2 未払いの配当金（中間配当金を含む。）には利息をつけない。                                                                                                                                        |
| (新設)                                                                                                                                | (附則)<br>第1条 2025年6月開催の第9回定時株主総会の終結前の監査役（監査役であったものを含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の責任の取締役会決議による免除については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第36条第1項に定めるところによる。<br>第2条 2025年6月開催の第9回定時株主総会の終結前の監査役（監査役であったものを含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第36条第2項に定めるところによる。 |

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されると、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（6名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）4名の選任をお願いしたいと存じます。本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号                                                                                                          | 氏名<br>(生年月日)            | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                            | 所持する<br>当社の株式数    |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 1                                                                                                              | たつ<br>龍<br>(1985年9月12日) | かわ<br>川<br>誠<br>2013年12月 ロケットベンチャー株式会社（現：4MEEE<br>株式会社）設立<br>2016年4月 当社代表取締役社長（現任）                                                                                                                                       | まこと<br>1,642,200株 |
| 【取締役候補者とした理由】                                                                                                  |                         |                                                                                                                                                                                                                          |                   |
| 創業者として、ベンチャー企業経営での豊富な経験と当社事業に対する圧倒的な知見、強力なリーダーシップにより事業を統率しております。龍川誠氏のこれまでの実績は、今後の更なる事業成長に必要不可欠であると判断したためであります。 |                         |                                                                                                                                                                                                                          |                   |
| 2                                                                                                              | やま<br>山<br>(1984年7月6日)  | もと<br>本<br>ゆき<br>幸<br>ひさ<br>2008年4月 株式会社サイバー・エージェント入社<br>2015年12月 株式会社TABI LABO（現株式会社NEW<br>STANDARD）入社<br>2017年5月 株式会社リーディングマーク入社<br>2017年11月 株式会社ペルソナライズ入社<br>2020年4月 当社入社<br>2021年1月 当社取締役就任<br>2023年5月 当社専務取締役就任（現任） | 216,000株          |
| 【取締役候補者とした理由】                                                                                                  |                         |                                                                                                                                                                                                                          |                   |
| マーケティング領域での豊富な経験と幅広い人脈により、当社事業の推進を統括しております。山本幸央氏のこれまでの実績は、今後の更なるマーケティングの強化と事業成長に必要不可欠であると判断したためであります。          |                         |                                                                                                                                                                                                                          |                   |

| 候補者番号                                                                                                           | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                     | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                    | 所持する<br>当社の株式数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3                                                                                                               | さか もと ゆう た<br>坂 元 優 太<br>(1985年1月25日)    | 2010年2月 エイベックス・グループ・ホールディングス<br>株式会社（現：エイベックス株式会社）入社<br>2014年2月 有限責任あづさ監査法人入所<br>2020年1月 株式会社サイバー・バズ入社<br>2022年12月 当社入社管理部長<br>2023年4月 当社執行役員管理部長<br>2023年6月 当社取締役 管理本部長（現任）                                     | 3,800株         |
| 【取締役候補者とした理由】                                                                                                   |                                          |                                                                                                                                                                                                                  |                |
| 公認会計士としての豊富な知見を有し、当社の経営計画の策定やファイナンス戦略においても責任者として重要な役割を担っております。坂元優太氏のこれまでの実績は、今後の更なる事業成長に必要不可欠であると判断したためであります。   |                                          |                                                                                                                                                                                                                  |                |
| 4                                                                                                               | ※<br>かわ な ま や<br>川 名 麻 耶<br>(1981年4月10日) | 2004年4月 ゴールドマン・サックス証券株式会社入社<br>2008年9月 株式会社ビジネス・ブレーフスル（現：株式会社Aoba-BBT）入社<br>2017年7月 Afiniti JAPAN株式会社入社<br>2019年12月 株式会社BOLD設立代表取締役CEO（現任）<br>2021年4月 立命館大学 客員研究員・教授<br>2025年1月 DesignFuture Japan株式会社 社外取締役（現任） | —              |
| 【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】                                                                                     |                                          |                                                                                                                                                                                                                  |                |
| 外資系投資銀行や企業経営等での豊富なM&A経験と実績に裏打ちされた高い見識に基づき、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うのに適任であるとともに、当社の企業価値向上に寄与いただくことができると期待したためであります。 |                                          |                                                                                                                                                                                                                  |                |

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 川名麻耶氏は、社外取締役候補者であります。
4. 各候補者の所有する株式数は、当期末(2025年3月31日)現在の株式数を記載しております。
5. 川名麻耶氏の選任が承認された場合は、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の概要は、事業報告の「会社役員の状況」に記載のとおりです。  
各取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。  
また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 川名麻耶氏が原案どおり選任された場合、東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。

## 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されると、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)  | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                               | 所持する<br>当社の株式数 |
|-------|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1     | 岡田 雅史<br>(1965年3月25日) | 2018年3月 GMOクラウド株式会社（現：GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社）取締役 監査等委員（現任）<br>2018年12月 アジアクエスト株式会社 社外監査役（現任）<br>2020年9月 合同会社WIZM 代表社員CEO（現任）<br>2021年1月 当社社外監査役（現任）<br>(重要な兼職の状況)<br>合同会社WIZM 代表社員CEO | —              |

### 【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

公認会計士としての資格を保有しており、会計監査人及び監査役としての実務経験を有しております。その専門知識と経験を活かした適正な監査を期待するとともに、より独立した立場から監査の実効性を確保するためです。

なお、岡田雅史氏は、社外役員になること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものとして判断しております。

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                                                         | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)           | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 所持する<br>当社の株式数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 2                                                                                                                                                                                                                                                             | すぎ<br>杉 本 佳 英<br>(1980年10月31日) | <p>2011年4月 リーガルパートナーズ法律事務所<br/>(現:あんしんパートナーズ法律事務所)<br/>設立(現任)</p> <p>2015年12月 株式会社ブランジスタ 社外取締役(現任)</p> <p>2018年9月 株式会社NATTY SWANKY(現:株式会社NATTY SWANKYホールディングス)<br/>社外取締役(現任)</p> <p>2020年6月 エイベックス株式会社 社外取締役 監査等委員(現任)</p> <p>2021年1月 当社 社外監査役(現任)</p> <p>2022年1月 株式会社GROWTH POWER 社外監査役(現任)</p> <p>2022年4月 株式会社シーラホールディングス(現:株式会社シーラテクノロジーズ) 社外監査役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)<br/>あんしんパートナーズ法律事務所弁護士</p> | -              |
| <p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>弁護士としての資格を保有しており、弁護士事務所及び監査役としての実務経験を有しております。その専門知識と経験を活かした適正な監査を期待するとともに、より独立した立場から監査の実効性を確保するためです。</p> <p>なお、杉本佳英氏は、社外役員になること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものとして判断しております。</p> |                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                |

| 候補者番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日) | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                           | 所有する<br>当社の株式数 |
|-------|----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3     | 須田将啓<br>(1974年4月30日) | <p>2000年4月 株式会社博報堂入社</p> <p>2004年2月 株式会社エニグモ設立代表取締役</p> <p>2005年4月 株式会社エニグモ代表取締役共同最高経営責任者</p> <p>2013年4月 株式会社エニグモ代表取締役最高経営責任者（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況）</p> <p>株式会社エニグモ代表取締役最高経営責任者</p> | —              |

【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

株式会社エニグモの創業以来、長年上場企業経営者としての豊富な経験と知識を有しており、今後は監査等委員である社外取締役として当社の取締役会の業務執行を監督していただくことで、より一層当社のコーポレート・ガバナンスの強化に貢献いただけることを期待しているためです。上記の理由により、監査等委員である社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 岡田雅史氏、杉本佳英氏及び須田将啓氏は、社外取締役候補者であります。
3. 各候補者の所有する株式数は、当期末(2025年3月31日)現在の株式数を記載しております。
4. 当社は、岡田雅史氏及び杉本佳英氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、監査役として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円以上あらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額としており、両氏が選任された場合は、両氏との間で、社外取締役として同契約の内容を継続する予定であります。また、須田将啓氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の概要は、事業報告の「会社役員の状況」に記載のとおりです。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、岡田雅史氏及び杉本佳英氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出でております。また、須田将啓氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

## 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されると、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は2024年6月14日開催の第8回定時株主総会において、年額300百万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止した上で新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、年額300百万円以内（うち社外取締役分年額40百万円以内）とさせていただきたいと存じます。

なお、当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、事業報告に記載のとおりであり、本議案をご承認いただいた場合には、本総会終結後の取締役会において、その対象を「取締役」から「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」と変更することを予定しております。

本議案に係る報酬等の額は、当該方針に沿うものであり相当であると判断しております。

現在の取締役は6名（うち社外取締役1名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決されると、4名（うち社外取締役1名）となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

## 第5号議案      監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されると、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を年額100百万円以内とさせていただくこと、及び、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとすることにつき、ご承認をお願いするものであります。

本議案に係る報酬額は、監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第1号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されると3名となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

以 上

# 事 業 報 告

(2024年4月1日から)  
2025年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、個人消費も徐々に持ち直しの兆しを見せた一年でした。物価上昇への対応としての賃上げや、日銀による金融政策の転換が注目される中、消費者の購買行動にも変化が見られました。当社が主に事業展開を行う、スキンケア、美容市場に関しては、引き続き美容への意識の高まりは継続しており、需要が底堅く推移しました。

業界全体では、コロナ禍以降、リアル店舗での購買が徐々に回復する一方で、EC（電子商取引）市場も引き続き拡大しており、多様なチャネルを通じた販売戦略の重要性が増しています。

このような市場環境の中、当社はより多くの消費者に商品を手に取っていただけるよう、品質にこだわりながらも価格・デザインのバランスに優れた商品提供に注力してまいりました。

当社の主力ブランドである「Yunth」では、当事業年度において、新たに7つの新商品の発売を開始し、ブランドラインナップを拡大しております。「生VC美白美容液」については、楽天ベストコスメ総合大賞第1位を獲得しており、依然として大変ご好評いただいております。Yunthブランドのその他商品についても各方面の賞をいただいており、堅調にご愛顧いただいております。

2024年2月から開始した美容家電ブランドの「Brighte」についても、「ELEKI BRUSH」がAmazonや楽天のランキングで1位を獲得する等、大変好調に販売数を伸ばしております。2025年3月には当ブランドより新たにヘアドライヤー「SHOWER DRYER」の販売を開始し、商品ラインナップを拡充しております。

以上の結果、当事業年度の売上高は14,206,033千円（前事業年度比101.2%増）、営業利益は2,480,288千円（同97.3%増）、経常利益は2,422,741千円（同96.3%増）、当期純利益は1,703,320千円（同106.4%増）となりました。

なお、当社はD2Cブランド事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしておりません。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は254,082千円であり、主に本社の増床に伴う建物設備投資額であります。

③ 資金調達の状況

当社は2024年9月27日に東京証券取引所グロース市場に上場し、公募増資により、総額372,416千円の資金調達を行いました。

また、当社は当事業年度において、設備投資の所要資金として金融機関より長期借入金313,000千円の調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 財産及び損益の状況

| 区分                           | 第6期<br>(2022年3月期) | 第7期<br>(2023年3月期) | 第8期<br>(2024年3月期) | 第9期<br>(当事業年度)<br>(2025年3月期) |
|------------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------------------|
| 売上高(千円)                      | 1,607,977         | 3,645,162         | 7,061,247         | 14,206,033                   |
| 経常利益(千円)                     | △78,818           | 283,423           | 1,234,289         | 2,422,741                    |
| 当期純利益又は当期純損失(△)(千円)          | △388,125          | △264,417          | 825,117           | 1,703,320                    |
| 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)(円) | △64.69            | △44.07            | 137.52            | 162.37                       |
| 総資産(千円)                      | 1,916,668         | 2,113,770         | 4,555,194         | 6,966,482                    |
| 純資産(千円)                      | 218,378           | 303,730           | 1,129,177         | 3,309,977                    |
| 1株当たり純資産(円)                  | △96.53            | △140.60           | △3.08             | 283.41                       |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済普通株式総数により、1株当たり純資産は、純資産の額から優先株式払込金額及び新株予約権並びに自己株式を控除した金額を期末発行済普通株式総数で除して算出しております。
2. 当社は、2024年6月14日付で普通株式1株につき2,000株の割合で株式分割を行っていますが、第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)及び1株当たり純資産を算定しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社は「新しい自由を創造する」ことをミッションに掲げ、D2Cブランド事業を通じ、お客様に「今までにない選択肢」を提供することを目指しております。そのために以下の主要課題に取り組んでまいります。

##### ① ブランド及び商品の開発

当社は、主に「Yunth」というスキンケアブランド、「Brighte」という美容家電ブランドを展開しております。両ブランドともに外部ECサイトではランキング上位を維持しており、一定の認知を獲得できているものと考えております。今後は、更なる認知拡大はもちろんのこと、両ブランド内の商品ラインナップの充実を行い、より一層のブランド力強化に取り組んでまいります。また、第三の柱となるブランドの開発とその育成も課題と認識しているため、新たなブランドの開発にも積極的に取り組んでまいります。

##### ② サプライチェーンの拡充について

当社は、商品の製造業務から物流まで外部協力会社に委託しております。そのため製造委託先の品質管理状況や、外部協力会社の操業状況については、十分に確認し、綿密なコミュニケーションにより協力体制を構築しております。当社の更なる事業拡大及び商品の安定的な供給には、製造拠点の分散化や他の外部協力会社の拡充等が重要であると認識しております。今後も法令遵守及び安全・品質管理の徹底に十分留意しつつ、外部協力会社の拡充を図ってまいります。

##### ③ 優秀な人材の確保

当社は、更なる事業拡大を実現していく上で、優秀な人材の確保が必要不可欠であると認識しております。このため、即戦力となる人材確保を目的とした中途採用及び将来を担う社員の育成と組織の活性化を目的とした新卒採用や第二新卒採用を積極的に行ってまいります。新卒採用に関しては、学生時代から就業して経験を積むインターン制を積極導入し、優秀な人材の採用活動の強化を図ってまいります。また、事業状況に合わせ、年齢や国籍等に制限なく、高いスキルや潜在的な能力を持つ人材を積極的に登用してまいります。

##### ④ 情報セキュリティ体制の更なる整備

当社は、顧客と取引を行うにあたり、顧客情報、個人情報及び営業機密等の機密情報を取り扱うことがあります。情報セキュリティ体制の整備を引き続き推進していくとともに、情報の取り扱いに関する社内規程の適切な運用、役職員の機密情報リテラシーの向上、役職員による

機密情報の取り扱いに関する内部監査等を通じ、情報セキュリティ体制の強化を図ってまいります。

⑤ 内部管理体制の強化

当社は、急速な事業環境の変化に適応し、継続的な成長を維持していくために、内部管理体制の強化が重要であると認識しております。このため、事業成長に合わせバックオフィス機能も拡充していくとともに、経営の公正性・透明性を確保するための内部管理体制強化に取り組んでまいります。具体的には、事業運営上のリスク管理や定期的な内部監査の実施によるコンプライアンス体制の強化、社外役員の登用や当社に適した機関設計によるコーポレート・ガバナンス機能の充実等を行ってまいります。

⑥ 安定的な事業資金の確保

当社は、事業拡大のために主に広告宣伝費及び販売促進費の投資を積極的に行っております。これらの先行投資に必要な事業資金の調達を安定的に行うため、また、急激な資金需要や不測の事態に備えるため、金融機関からの借入により安定的な事業資金の確保に取り組んでおります。今後も資金調達をはじめ、財務基盤の強化及び安定的に事業資金を確保するための諸施策を講じてまいります。

⑦ M&Aへの対応

当社の掲げる継続的な高い成長を実現するためにはM&Aによる事業拡大は必須であると認識しており積極的にM&Aを行っていく方針であります。具体的には、M&Aによる買収対象企業の選定からアプローチに至るまでのプロセスを、より一層強化して行える人的リソースを確保するよう取り組んでまいります。

**(5) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）**

当社は、主に自社開発のAIシステム「SELL（セル）」を用いて、スキンケア商品や美容家電等の自社ブランド商品を企画・販売する「D2Cブランド事業」を展開しております。

**(6) 主要な営業所及び工場（2025年3月31日現在）**

|        |       |
|--------|-------|
| 本<br>社 | 東京都港区 |
|--------|-------|

(7) 使用人の状況 (2025年3月31日現在)

| 従業員数      | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|-----------|-----------|-------|--------|
| 27名 (11名) | 4名増 (7名増) | 32.1歳 | 2.5年   |

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数（アルバイト、インターンを含み、人材会社からの派遣社員は除く。）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

| 借入先          | 借入額       |
|--------------|-----------|
| 株式会社りそな銀行    | 633,320千円 |
| 株式会社日本政策金融公庫 | 577,415   |
| 株式会社三井住友銀行   | 249,080   |

(注) 上記金額には、社債の未償還残高を含めております。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、2024年9月27日に東京証券取引所グロース市場に上場しております。

## 2. 会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 11,678,000株
- (3) 株主数 6,747名
- (4) 大株主 (上位12名)

| 株主名                                                                         | 持株数     | 持株比率  |
|-----------------------------------------------------------------------------|---------|-------|
| 龍川 誠                                                                        | 1,642千株 | 14.1% |
| S B I インキュベーション(株)                                                          | 826     | 7.1   |
| 桑山 友美                                                                       | 624     | 5.3   |
| (株)ブランジスダ                                                                   | 574     | 4.9   |
| 桑山 好美                                                                       | 558     | 4.8   |
| (株)エニグモ                                                                     | 487     | 4.2   |
| (株)日本カストディ銀行(信託口)                                                           | 473     | 4.1   |
| 相川 佳之                                                                       | 366     | 3.1   |
| BNY GCM CLIENT ACCOUNT<br>J P R D A C I S G (F E - A C)<br>常任代理人 (株)三菱UFJ銀行 | 363     | 3.1   |
| 見城 徹                                                                        | 357     | 3.1   |
| 秋元 康                                                                        | 357     | 3.1   |
| 近藤 太香巳                                                                      | 357     | 3.1   |

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況  
該当事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項

- ・2024年5月31日を期限とした取得請求権行使により、優先株式2,567株を取得し、対価として普通株式2,567株を交付し、その後優先株式については全株消却しております。
- ・2024年6月14日付で普通株式1株につき2,000株の割合で株式分割を行っており、発行済株式の総数が11,128,433株増加しております。
- ・2024年9月26日を払込期日とする公募増資に伴う新株発行により、発行済株式の総数が230,000株増加しております。
- ・当事業年度における新株予約権の行使により、発行済株式の総数が314,000株増加しております。

### 3. 会社役員の状況

#### (1) 取締役及び監査役の状況 (2025年3月31日現在)

| 会社における地位 | 氏 名   | 担当及び重要な兼職の状況              |
|----------|-------|---------------------------|
| 代表取締役社長  | 龍川 誠  |                           |
| 専務取締役    | 山本 幸央 |                           |
| 取締役      | 桑山 友美 | CTO                       |
| 取締役      | 桑山 好美 |                           |
| 取締役      | 坂元 優太 | 公認会計士<br>管理本部長            |
| 取締役      | 裾本 理人 | セルソース株式会社 取締役CXO          |
| 常勤監査役    | 高村 昌運 |                           |
| 監査役      | 岡田 雅史 | 公認会計士<br>合同会社WIZM 代表社員CEO |
| 監査役      | 杉本 佳英 | あんしんパートナーズ法律事務所弁護士        |

- (注) 1. 取締役裾本理人氏は、社外取締役であります。
2. 監査役高村昌運氏、岡田雅史氏及び杉本佳英氏は、社外監査役であります。
3. 監査役岡田雅史氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役杉本佳英氏は弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、取締役裾本理人氏、監査役高村昌運氏、岡田雅史氏及び杉本佳英氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。
6. 当社は執行役員制度を導入しております。2025年3月31日現在の執行役員は以下のとおりであります。

| 地位   | 氏名    | 担当         |
|------|-------|------------|
| 執行役員 | 池田 愛  | ブランド事業部    |
| 執行役員 | 長井 秀興 | マーケティング事業部 |

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり期待される役割を十分に発揮することを目的として、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、社外取締役裙本理人氏並びに監査役である高村昌運氏、岡田雅史氏及び杉本佳英氏との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

これに基づく損害賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限られております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者がその地位に基づいて行った不当な行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害を填補することとしております。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する損害、犯罪行為に起因する損害、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等の場合には填補の対象としないこととしております。

#### (4) 取締役及び監査役の報酬等

##### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2024年6月14日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について、すべての社外取締役及び社外監査役により構成される社外役員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、社外役員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は次のとおりです。

###### イ. 個人別の報酬額の決定に関する方針

取締役の報酬総額は株主総会の承認により決定する。なお、取締役の個人別報酬額については、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内において、代表取締役社長が役位、職責等に応じて、業績、他社の水準、従業員給与等を総合的に勘案して素案を作成し、報酬水準・報酬額の妥当性及び決定プロセスの透明性・客観性を担保するため、社外取締役及び社外監査役と協議した上で、取締役会の決議にて決定する。ただし、社外取締役においては、独立性を考慮し、職責、在籍年数にて検討する。

###### ロ. 業績連動報酬に関する方針

当社業績が向上し、計画を上回る営業利益の計上が見込まれる場合には、中間決算及び本決算時に役員賞与を支給することがある。取締役の個人別報酬額については、上記イ.と同様とする。

##### ② 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区分               | 報酬等の総額               | 報酬等の種類別の総額           |                 |          | 対象となる役員の員数 |
|------------------|----------------------|----------------------|-----------------|----------|------------|
|                  |                      | 基本報酬                 | 業績連動報酬等         | 非金銭報酬等   |            |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 153,600千円<br>(7,000) | 142,000千円<br>(7,000) | 11,600千円<br>(-) | -千円<br>- | 6名<br>(1)  |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 22,900<br>(22,900)   | 22,900<br>(22,900)   | -               | -        | 3<br>(3)   |
| 合計<br>(うち社外役員)   | 176,500<br>(29,900)  | 164,900<br>(29,900)  | 11,600<br>(-)   | -        | 9<br>(4)   |

- (注) 1. 取締役の金銭報酬の額は、2024年6月14日開催の第8回定時株主総会において年額300百万円以内と決議しております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち社外取締役1名）です。
2. 監査役の金銭報酬の額は2020年12月24日開催の臨時株主総会において年額50百万円以内と決議しております。なお、当該臨時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。
3. 取締役会は、代表取締役社長の龍川誠氏に対し、各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に社外役員会がその妥当性について確認しております。
4. 業績運動報酬等は、通常の営業活動より継続して得られる収益力の指標である営業利益が計画を上回ることが見込まれる場合、計画を上回る利益を原資として支給を行うことがあります。
- 上記の業績運動報酬等は、2025年3月期上期の計画を上回る営業利益が込まれたため、当社役員報酬規程に基づき2024年10月に支給しております。なお、上期の営業利益の実績は、1,204,242千円であります。

## (5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役裙本理人氏は、セルソース株式会社の取締役CFOであります。セルソース株式会社と当社との間には当社が販売する商品のOEM生産委託取引がありますが、取引金額は双方の売上総額に占める割合の2%未満と僅少であり、当社と同社の事業活動は相互に大きく依存する状況にはございません。その他、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・監査役岡田雅史氏の重要な兼職の状況は、3. (1) 「取締役及び監査役の状況」に記載のとおりでございます。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・監査役杉本佳英氏は、あんしんパートナーズ法律事務所の弁護士であります。当社とあんしんパートナーズ法律事務所は法律相談の委嘱取引がありますが、取引金額は双方の売上総額に占める割合の2%未満と僅少であり、当社と同所の事業活動は相互に大きく依存する状況にはございません。その他、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

| 区分    | 氏名   | 出席状況及び発言状況並びに社外役員に期待される役割に関する職務の概要                                                                                                                                                 |
|-------|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役 | 榎本理人 | 当事業年度に開催された取締役会19回の全てに出席いたしました。<br>長年にわたるベンチャー企業経営者としての幅広い見識に基づき助言・提言を行い、意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な役割を果たしております。                                                                       |
| 社外監査役 | 高村昌運 | 当事業年度に開催された取締役会19回の全てに、また、監査役会13回の全てに出席いたしました。<br>常勤監査役として現場での調査やヒアリングを行い、取締役会において内部統制制度やコンプライアンス体制等について取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会について、議案の審議に対して適宜、必要な発言を行っております。 |
| 社外監査役 | 岡田雅史 | 当事業年度に開催された取締役会19回の全てに、また、監査役会13回の全てに出席いたしました。<br>公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、会計や内部統制について、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、議案の審議に対して適宜、必要な発言を行っております。                 |
| 社外監査役 | 杉本佳英 | 当事業年度に開催された取締役会19回の全てに、また、監査役会13回の全てに出席いたしました。<br>弁護士としての専門的見地から、取締役会において、コンプライアンス体制等について取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、議案の審議に対して適宜、必要な発言を行っております。                |

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値の継続的な向上を図るため、M&A資金や企業成長と経営環境の変化に備え必要な内部留保を確保しつつ、経営成績及び財務状況に応じて株主への利益還元の有無を検討してまいります。

## 貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位:千円)

| 科 目               |           | 金 額       | 科 目                         | 金 額       |
|-------------------|-----------|-----------|-----------------------------|-----------|
| (資 産 の 部)         |           |           | (負 債 の 部)                   |           |
| 流 動 資 産           |           | 6,557,367 | 流 動 負 債                     | 2,741,488 |
| 現 金 及 び 預 金       |           | 3,932,150 | 買 掛 金                       | 260,731   |
| 売 掛 金             |           | 1,205,126 | 1 年 以 内 償 還 予 定 の 社 債       | 421,525   |
| 商 品               |           | 967,270   | 1 年 以 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金 | 346,055   |
| 貯 藏 品             |           | 151,970   | 未 払 金                       | 830,988   |
| 前 渡 金             |           | 161,125   | 未 払 法 人 税 等                 | 592,913   |
| 前 払 費 用           |           | 139,440   | 未 払 消 費 税 等                 | 234,094   |
| そ の 他             |           | 283       | リ 一 ス 債 務                   | 733       |
| 固 定 資 産           |           | 396,292   | 株 主 優 待 引 当 金               | 7,312     |
| 有 形 固 定 資 産       |           | 255,212   | そ の 他                       | 47,133    |
| 建 物               |           | 193,864   | 固 定 負 債                     | 915,016   |
| 工 具 、 器 具 及 び 備 品 |           | 53,932    | 社 長 期 借 入 金                 | 280,000   |
| リ 一 ス 資 産         |           | 2,668     | リ 一 ス 債 務                   | 632,815   |
| 一 括 償 却 資 産       |           | 4,747     | 負 債 合 計                     | 2,201     |
| 投 資 そ の 他 の 資 産   |           | 141,079   | (純 資 産 の 部)                 | 3,656,505 |
| 出 資 金             |           | 10        | 株 主 資 本                     | 3,309,647 |
| 長 期 前 払 費 用       |           | 2,254     | 資 本 本 金                     | 815,431   |
| 敷 金 及 び 保 証 金     |           | 98,024    | 資 本 剰 余 金                   | 812,431   |
| 繰 延 税 金 資 産       |           | 40,790    | 資 本 準 備 金                   | 812,431   |
| 繰 延 資 産           |           | 12,822    | 利 益 剰 余 金                   | 1,681,820 |
| 社 債 発 行 費         |           | 12,822    | そ の 他 利 益 剰 余 金             | 1,681,820 |
| 資 産 合 計           | 6,966,482 |           | 繰 越 利 益 剰 余 金               | 1,681,820 |
|                   |           |           | 自 己 株 式                     | △35       |
|                   |           |           | 新 株 予 約 権                   | 330       |
|                   |           |           | 純 資 産 合 計                   | 3,309,977 |
|                   |           |           | 負 債 純 資 産 合 計               | 6,966,482 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(2024年4月1日から)  
(2025年3月31日まで)

(単位:千円)

| 科 目                     | 金 額        |
|-------------------------|------------|
| 売 上 高                   | 14,206,033 |
| 売 上 原 価                 | 3,063,178  |
| 売 上 総 利 益               | 11,142,854 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     | 8,662,566  |
| 営 業 利 益                 | 2,480,288  |
| 営 業 外 収 益               |            |
| 受 取 利 息                 | 2,216      |
| 雜 収 入                   | 100        |
| 営 業 外 費 用               | 2,316      |
| 支 払 利 息                 | 11,718     |
| 社 債 利 息                 | 5,451      |
| 社 債 発 行 費 償 却           | 9,266      |
| 上 場 関 連 費 用             | 26,082     |
| 為 替 差 損 他               | 6,055      |
| そ の 他                   | 1,288      |
| 経 常 利 益                 | 2,422,741  |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         | 2,422,741  |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 701,760    |
| 法 人 税 等 調 整 額           | 17,660     |
| 当 期 純 利 益               | 1,703,320  |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月26日

Aiロボティクス株式会社  
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 浦 上 卓 也  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 森 本 健 太 郎  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、Aiロボティクス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象には他の記載内容は含まれておらず、当監査法人は他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、他の記載内容を通読し、通読の過程において、他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外に他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告

## 監査報告書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第9期事業年度の取締役の職務の執行について、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制に必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその付属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCJapanの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月28日

Aiロボティクス株式会社 監査役会

常勤監査役 高 村 昌 運 ㊞

監 査 役 岡 田 雅 史 ㊞

監 査 役 杉 本 佳 英 ㊞

以 上



## 生VAダーマ美容液

次世代型 生レチノール<sup>\*1</sup>×Wの有効成分<sup>\*2</sup>を配合した濃密美容液「生VAダーマ美容液」

劣化すると刺激物化しやすい不安定な成分であるレチノールをYunth独自の製剤化技術により、100%純粋な形で閉じ込め、商品化を実現

\*1: レチノール油液(ビタミンA 166,667IU/g)、潤潤成分

\*2: 有効成分: ナイアシンアミド、グリチルリチン酸ジカリウム

## SHOWER DRYER

“乾くのに、乾かない” ナノミスト搭載の次世代型ドライヤー「SHOWER DRYER」

大風量で素早く乾かすだけでなく、風と共に噴射するナノミストにより、髪の水分量が約200%にアップ<sup>\*3</sup>するBrighteの美容テクノロジーを結集した新ドライヤー

\*3: 自社測定。初期開発検討品の比較。効果は使用環境(温度・湿度など)や個人差により異なります。



## 会場ご案内図



## 交通アクセス

- 都営大江戸線：六本木駅 8番出口より直結
  - 東京メトロ日比谷線：六本木駅 地下通路にて直結
  - 東京メトロ千代田線：乃木坂駅 3番出口より徒歩約3分
  - 東京メトロ南北線：六本木一丁目駅 1番出口より徒歩約10分

※日比谷線でお越しの株主様へ  
地下通路途中に階段があります

車椅子・ベビーカーをご利用の株主様は都営大江戸線でのお越しを推奨いたします。